

○ NPO 法人群馬森林整備・バイオエネルギー研究会薪取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、NPO 法人群馬森林整備・バイオエネルギー研究会の会員が、同法人協定森林内において自ら薪を取得する際の取り扱いについて定める。

(薪の採取)

第2 本会会員が自家利用のために、本会の許可を得て、活動時間外に A 材及び B 材を除く伐倒木を自ら玉切り、運搬した場合は無料とする。

(薪の購入)

第3 本会会員が本会活動により生産された薪を購入する場合は、軽トラック 1 杯分 (平積み) 相当につき 5, 0 0 0 円を本会に支払うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。